

## 1. 食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格取得

臨床検査技術学科，食品生命科学科及び環境科学科は，食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格取得のための食品衛生管理課程を設置しています。学科における修得単位の卒業単位を満たし，以下に記載した授業科目を履修した者は，この資格を取得することができます。

### (1) 臨床検査技術学科

2017～2020年度入学者適用〔M17000～M20000番台〕

区分	科目名	単位数	配当年次		
A群 化学関係	基礎化学・分析化学	2	1年次	前期	必修
	小計	2			
B群 生物化学関係	生化学	2	2年次	前期	必修
	生化学実習	1	2年次	前期	必修
	生理学Ⅰ	2	1年次	前期	必修
	生理学Ⅱ	2	1年次	後期	必修
	生理学実習	1	2年次	前期	必修
	臨床生理学Ⅰ	2	3年次	前期	必修
	臨床生理学Ⅱ	2	3年次	後期	必修
	臨床生理学実習	1	3年次	後期	必修
小計	13				
C群 微生物学関係	微生物学総論	2	2年次	前期	必修
	微生物学実習	1	2年次	前期	必修
	臨床微生物学Ⅰ	2	2年次	後期	必修
	臨床微生物学Ⅱ	2	3年次	前期	必修
	臨床微生物学実習	1	3年次	前期	必修
小計	8				
D群 公衆衛生学関係	衛生・公衆衛生学Ⅰ	2	3年次	後期	必修
	衛生・公衆衛生学Ⅱ	2	4年次	前期	必修
	衛生・公衆衛生学実習	1	4年次	前期	必修
小計	5				
E群 その他関連科目	病理学Ⅰ	2	2年次	前期	必修
	病理学実習	1	2年次	後期	必修
	解剖学・同実習	2	1年次	前期	必修
	臨床血液学Ⅰ	2	2年次	後期	必修
	免疫学Ⅰ	2	2年次	後期	必修
	免疫学Ⅱ	2	3年次	前期	必修
	免疫学実習	1	3年次	前期	必修
	臨床免疫学	2	3年次	後期	必修
	臨床免疫学実習	1	3年次	後期	必修
	遺伝子検査学	2	4年次	前期	必修
	遺伝子検査学実習	1	4年次	前期	必修
	医動物学・同実習	2	2年次	後期	必修
小計	20				
修得単位数合計		48			

履修方法：資格取得に必要な科目は，全て卒業要件に定める必修科目となっているので，特別に履修手続をする必要はありません。ただし，麻布大学に入学する前に在学していた大学や短期大学で修得した単位を本学で単位認定した場合には資格取得は認められませんので，注意してください。資格取得に必要な科目を履修した者には，卒業時に修了証明書を発行します。

平成 26～28 年度入学者適用 [M14000～M16000 番台]

区 分	科 目 名	単位数	配当年次		
A群 化学関係	基礎化学・分析化学	2	1年次	前期	必修
	小計	2			
B群 生物化学関係	生化学	2	2年次	前期	必修
	生化学実習	1	2年次	前期	必修
	生理学Ⅰ	2	1年次	前期	必修
	生理学Ⅱ	2	1年次	後期	必修
	生理学実習	1	2年次	前期	必修
	臨床生理学Ⅰ	2	3年次	前期	必修
	臨床生理学Ⅱ	2	3年次	後期	必修
	臨床生理学実習	1	3年次	後期	必修
小計	13				
C群 微生物学関係	微生物学総論	2	2年次	前期	必修
	微生物学実習	1	2年次	前期	必修
	臨床微生物学Ⅰ	2	2年次	後期	必修
	臨床微生物学Ⅱ	2	3年次	前期	必修
	臨床微生物学実習	1	3年次	前期	必修
小計	8				
D群 公衆衛生学関係	衛生・公衆衛生学Ⅰ	2	3年次	後期	必修
	衛生・公衆衛生学Ⅱ	2	4年次	前期	必修
	衛生・公衆衛生学実習	1	4年次	前期	必修
小計	5				
E群 その他関連科目	病理学Ⅰ	2	2年次	前期	必修
	病理学実習	1	2年次	後期	必修
	臨床医学概論	2	3年次	後期	必修
	解剖学・同実習	2	1年次	前期	必修
	臨床血液学Ⅰ	2	2年次	後期	必修
	免疫学Ⅰ	2	2年次	後期	必修
	免疫学Ⅱ	2	3年次	前期	必修
	免疫学実習	1	3年次	前期	必修
	臨床免疫学	2	3年次	後期	必修
	臨床免疫学実習	1	3年次	後期	必修
	遺伝子検査学	2	4年次	前期	必修
	遺伝子検査学実習	1	4年次	前期	必修
	医動物学・同実習	2	2年次	後期	必修
	小計	22			
修得単位数合計		50			

履修方法：資格取得に必要な科目は、全て卒業要件に定める必修科目となっているので、特別に履修手続をする必要はありません。ただし、麻布大学に入学する前に在学していた大学や短期大学で修得した単位を本学で単位認定した場合には資格取得は認められませんので、注意してください。資格取得に必要な科目を履修した者には、卒業時に修了証明書を発行します。

## (2) 食品生命科学科

2018～2020 年度入学者適用 [F18000～F20000 番台]

区 分	科 目 名	単位数	配当年次		
A群 化学関係	有機化学	2	1年次	後期	必修
	基礎化学	2	1年次	前期	必修
	小計	4			
B群 生物化学関係	生化学	2	2年次	前期	必修
	生化学実習	1	2年次	前期	必修
	食品生化学	2	2年次	後期	必修
	生理学	2	2年次	前期	必修
	食品分析学	2	2年次	前期	必修
	小計	9			
C群 微生物学関係	微生物学総論	2	2年次	前期	必修
	食中毒科学	2	3年次	前期	必修
	食品加工学・保蔵科学	2	3年次	後期	必修
	小計	6			
D群 公衆衛生学関係	公衆衛生学	2	2年次	後期	必修
	食品衛生学	2	2年次	後期	必修
	食品衛生学実習	1	3年次	前期	必修
	疫学概論	2	3年次	前期	必修
	小計	7			
E群 その他関連科目	公衆栄養学	2	3年次	前期	必修
	食生活と健康科学	2	1年次	前期	必修
	栄養学	2	1年次	後期	必修
	栄養学実習	1	2年次	前期	必修
	病理学	2	3年次	前期	必修
	基礎生物学・同実習	2	1年次	前期	必修
	病原微生物学	2	2年次	後期	必修
	食品学	2	2年次	前期	必修
	小計	15			
修得単位数合計		41			

履修方法：資格取得に必要な科目は、全て卒業要件に定める必修科目となっているので、特別に履修手続をする必要はありません。ただし、麻布大学に入学する前に在学していた大学や短期大学で修得した単位を本学で単位認定した場合には資格取得は認められませんので、注意してください。資格取得に必要な科目を履修した者には、卒業時に修了証明書を発行します。

平成 27～29 年度入学者適用 [F15000～F17000 番台]

区 分	科 目 名	単位数	配当年次		
A群 化学関係	有機化学	2	1年次	後期	必修
	基礎化学	2	1年次	前期	必修
	小計	4			
B群 生物化学関係	生化学	2	2年次	前期	必修
	生化学実習	1	2年次	前期	必修
	食品生化学	2	2年次	後期	必修
	生理学	2	2年次	前期	必修
	食品分析学	2	2年次	後期	必修
	小計	9			
C群 微生物学関係	微生物学総論	2	2年次	前期	必修
	食中毒科学	2	3年次	前期	必修
	食品加工学・保蔵科学	2	3年次	前期	必修
	小計	6			
D群 公衆衛生学関係	公衆衛生学	2	2年次	後期	必修
	食品衛生学	2	2年次	後期	必修
	食品衛生学実習	1	3年次	前期	必修
	疫学概論	2	3年次	前期	必修
	小計	7			
E群 その他関連科目	公衆栄養学	2	3年次	前期	必修
	食生活と健康科学	2	1年次	前期	必修
	栄養学	2	1年次	後期	必修
	栄養学実習	1	2年次	前期	必修
	病理学	2	3年次	前期	必修
	基礎生物学・同実習	2	1年次	前期	必修
	病原微生物学	2	2年次	後期	必修
	食品学	2	2年次	前期	必修
	小計	15			
修得単位数合計		41			

履修方法：資格取得に必要な科目は、全て卒業要件に定める必修科目となっているので、特別に履修手続をする必要はありません。ただし、麻布大学に入学する前に在学していた大学や短期大学で修得した単位を本学で単位認定した場合には資格取得は認められませんので、注意してください。資格取得に必要な科目を履修した者には、卒業時に修了証明書を発行します。

## (3) 環境科学科

2015～2020 年度入学者適用 [E15000～E20000 番台]

区 分	科 目 名	単位数	配当年次		
			1年次	2年次	3年次
A群 化学関係	基礎科学実習	1	1年次	後期	必修
	化学	2	1年次	後期	必修
	分析化学	2	2年次	前期	必修
	有機化学	2	2年次	後期	必修
	小計	7			
B群 生物化学関係	生化学	2	2年次	前期	必修
	生理学	2	2年次	後期	必修
	環境毒性学・同実習	2	3年次	前期	必修
	小計	6			
C群 微生物学関係	微生物学実習	1	2年次	前期	必修
	病原微生物学実習	1	3年次	後期	必修
	環境・病原微生物学	2	3年次	後期	必修
	微生物学総論	2	2年次	後期	必修
	小計	6			
D群 公衆衛生学関係	食品衛生学	2	2年次	後期	必修
	水質衛生学	2	2年次	後期	必修
	公衆衛生学	2	2年次	前期	必修
	環境衛生学	2	2年次	後期	必修
	環境衛生学実習	1	2年次	後期	必修
	衛生行政学	2	3年次	後期	必修
	労働衛生学	2	3年次	前期	必修
	小計	13			
E群 その他関連科目	放射線衛生学	2	3年次	前期	必修
	衛生動物学・同実習	2	1年次	後期	必修
	環境計量分析学	2	3年次	前期	必修
	環境計量分析学実習	1	3年次	後期	必修
	機器分析学・同実習	2	2年次	前期	必修
	環境リスク学・同演習	2	3年次	後期	必修
	小計	11			
修得単位数合計		43			

履修方法：資格取得に必要な科目は、全て卒業要件に定める必修科目となっているので、特別に履修手続をする必要はありません。ただし、麻布大学に入学する前に在学していた大学や短期大学で修得した単位を本学で単位認定した場合には資格取得は認められませんので、注意してください。資格取得に必要な科目を履修した者には、卒業時に修了証明書を発行します。

## 麻布大学生命・環境科学部における食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設に係る所定の課程に関する規則

制定 平成 20 年 2 月 20 日

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に規定する食品衛生管理者及び食品衛生監視員（以下「食品衛生管理者等」という。）の養成施設に係る所定の課程に関し、必要な事項を定める。

(食品衛生管理課程)

第 2 条 麻布大学 生命・環境科学部（以下「本学部」という。）臨床検査技術学科、食品生命科学科及び環境科学科に前条に定める所定の課程として、食品衛生管理課程を置く。

(履 修)

第 3 条 食品衛生管理課程を履修できる者は、本学部  
に在籍する者とする。

2 前項の定めにかかわらず、以下の各号に掲げる者は、食品衛生管理課程を履修することはできない。ただし、以下の各号に定める者であって、本学部入学前に在籍していた大学、短期大学等（以下「他大学等」という。）が、食品衛生管理者等の養成施設として登録されている場合はこの限りでない。

- (1) 臨床検査技術学科編入学者
- (2) 食品生命科学科又は環境科学科 3 年次編入学者

3 食品衛生管理課程の履修を希望する者は、別に定める期日までに食品衛生管理課程履修届を提出しなければならない。

- (1) 臨床検査技術学科、食品生命科学科及び環境科学科は、指定科目が全て必修科目のため、編入学者を除き、届出は不要とする。ただし、編入学者のみ食品衛生管理課程履修届けを 4 年次前期の選択科目履修登録期間までに届け出ることとする。

4 食品衛生管理課程の履修科目は、別表のとおりとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 4 条 食品衛生管理課程において履修すべき科目については、麻布大学学則第 31 条第 1 項及び第 2 項に定める入学前の既修得単位として、単位認定しない。ただし、他大学等が食品衛生管理者等の養成施設として登録されている場合においては、単位認定をすることができる。

(修了証明書)

第 5 条 食品衛生管理課程を修了し、本学部を卒業し

た者には、同課程修了証明書を発行する。

(雑 則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(規則の改廃)

第 7 条 この規則の改廃は、本学部教授会及び評議会の議を経て、学長が行う。

附則

この規則は平成 20 年 2 月 20 日に制定し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規則は平成 23 年 11 月 16 日に改正し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この規則は、平成 26 年 2 月 19 日に改正し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 3 条第 3 項 1 号、2 号及び別表の規定にかかわらず、臨床検査技術学科に平成 26 年 3 月 31 日以前に入学した者及び平成 28 年 3 月 31 日以前に入学した編入学者については、なお従前の例による。

附則

1 この規則は、平成 27 年 5 月 12 日に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

2 第 3 条第 3 項第 1 号及び別表の規定にかかわらず、食品生命科学科及び環境科学科に平成 27 年 3 月 31 日までに入学した者、平成 28 年 3 月 31 日までに 2 年次に入学した編入学者及び平成 29 年 3 月 31 日までに 3 年次に入学した編入学者については、なお従前の例による。

附則

1 この規則は、平成 27 年 6 月 23 日に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

2 第 3 条別表の規定にかかわらず、食品生命科学科に平成 27 年 3 月 31 日までに入学した者、平成 28 年 3 月 31 日までに 2 年次に入学した編入学者及び平成 29 年 3 月 31 日までに 3 年次に入学した編入学者については、なお従前の例による。

附則

1 この規則は、平成 29 年 1 月 23 日に改正し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

2 第 3 条別表の規定にかかわらず、臨床検査技術学科に平成 29 年 3 月 31 日までに入学した者及び平成 30 年 3 月 31 日までに 2 年次に入学した編入学者については、なお従前の例による。